

麻生区役所柿生分庁舎市民活動支援拠点設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、麻生区役所柿生分庁舎市民活動支援拠点の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 麻生区内においてボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動（以下「市民活動」という。）を行う団体を支援し、市民活動の更なる活性化を推進するため、支援拠点を設置する。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 柿生地区会館

所在地 川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号 麻生区役所柿生分庁舎2階

(事業)

第4条 麻生区役所柿生分庁舎市民活動支援拠点（以下「柿生地区会館」という。）では、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 主体的な市民活動を支援するために、会議室等の施設、設備機器を利用に供すること。
- (2) 市民活動団体間の情報交換及び交流に関すること。
- (3) その他柿生地区会館の設置目的を達成するために必要な事業。

(利用者)

第5条 柿生地区会館を利用できる者は、麻生区内で市民活動を行う団体とする。ただし、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの。
- (4) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、麻生区長（以下「区長」という。）が不相当と認めるもの。

(利用団体の登録)

第6条 柿生地区会館の利用を希望する団体は、予め利用団体登録申請書（第1号様式）を区長宛て提出しなければならない。また、団体登録の有効期限は2年とする。

2 区長は前1項の登録を行った団体に対して、利用登録カード（第2号様式）を交付する。

(利用時間及び休所日)

第7条 柿生地区会館の利用時間及び休館日は、別表1のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認められるときは、これを変更することができる。

(利用者の遵守事項)

第8条 柿生地区会館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設、設備機器等を大切に扱うこと。
- (3) 施設の管理上必要な指示に従うこと。

(利用の制限)

第9条 区長は、利用者が次の各号いずれかに該当する場合には、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者の遵守事項を守らないなど、柿生地区会館の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備機器等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 柿生地区会館の設置目的に反すると認められるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 利用申込の無断キャンセルを複数回繰り返したとき。
- (6) その他公共の福祉のためにやむを得ない理由があると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、損害を賠償しなければならない。

(庶務)

第11条 柿生地区会館の維持管理に関する事務は、麻生区役所総務課で行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項については、川崎市庁舎管理規則によるほか、必要な事項は、区長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

利用できる時間帯	
午 前	午前9時～正午
午 後	午後1時～午後5時
夜 間	午後6時～午後9時
休館日 毎月第2、第4日曜日 祝日及び国民の休日 年末年始（12月29日～1月3日） その他庁舎管理上、区長が必要と認めるとき	